

## 米国における反トラスト法 刑事取締まり： 全ての日本企業、及び、営業幹部が 知っておくべきこと

Jennifer M. Driscoll-Chippendale

ジェニファー M. ドリスコル・チップendale

Sheppard Mullin Richter & Hampton, LLP

シェパード モレン リクター & ハンプトン、LLP

1300 I St. NW (2014年夏、移転予定 Eメールは同様)

11th Floor East

Washington, DC 20005

(事務所直通) 202-469-4921/ (携帯) 202-450-9210

[jdriscoll@sheppardmullin.com](mailto:jdriscoll@sheppardmullin.com)

日本語でのご連絡：ミサ セタリー

(事務所直通) 202-469-4903/ (携帯) 703-851-7372

[msitterly@sheppardmullin.com](mailto:msitterly@sheppardmullin.com)

# 本日のセミナーの内容

- 米国の刑事法取締まりは、なぜ特に日本及びアジアを標的にしているのか
- 反トラスト刑事法取締り: 事例に基づいて
- 反トラスト刑事法取締り: 貴方のE-メールに潜む危険な言葉
- 捜査官による取調べの対応
- 民事損害訴訟の対処
- 企業と幹部の自衛手段

# 米国刑事法捜査は、なぜ特に日本及びアジアを標的にしているのか。

## 米法律上の根拠

- シャーマン反トラスト法第1条 - 「各州間もしくは外国との取引または通商を制限する全ての契約、トラストその他の形態による結合または共謀を違法とする」

## 法人に科される罰則

- 法人の場合、法律上定められた罰金の最高額は1億ドル
- 一方、法律上定められた罰金の最高額を超える場合、対象となっている法人だけではなく、カルテル全体によって発生した利益、または損害額の最大2倍までを罰金として支払う

## 個人に科される罰則

- 個人の場合、罰金の最高額は100万ドル
- 刑務所での服役期間は最大10年

# 米国犯罪法捜査が、なぜ特に日本及びアジアを標的にしているのか。

## アジア企業・幹部がターゲット

- 自動車部品業界の捜査では、現在64の部品が対象となっており、それぞれ別々に捜査が進んでいる。
- 捜査対象企業は対象以外の部品に関するリニエンス（制裁措置減免）制度の適用を求め他社を通報する為、捜査当局による捜査は拡大している。

# 米国刑事法捜査は、なぜ特に日本及びアジアを標的にしているのか。

## アジア企業・幹部が突出して訴追対象となっている

- 26社が反トラストの罪を認めている
  - 自動車部品の罰金は、100万ドルから4億2千5百万ドル, 2014年2月現在、22億5千万ドルがすでに徴収されている。
- これまでの捜査で、罰金額トップ20位のうち
  - 11件がアジアの企業
  - 6件が日本企業
- ブリヂストンの4億2千5百万ドルは、再度の違法行為による。

# 米国刑事法捜査は、なぜ特に日本及びアジアを標的にしているのか。

## 多数の人が刑務所で服役することに同意した。

- これまで日本人幹部29人が起訴された。
- 実刑判決は、1年と1日から2年まで。
- これから収監される日本人幹部の明確な数は不明。最近の司法省反トラスト部門の規則改正で、企業司法取引により保護されていない幹部は、刑法に則り起訴されることになった為。
- まだ多数、捜査継続中につき、他にも日本人幹部が起訴される可能性有り。

米国刑事法捜査は、なぜ特に日本及びアジアを標的にしているのか。

## 企業に科する罰金の計算方法

—米国商業が談合によって影響を受けた度合いで罰金が計算される。

- 米国との直接的売上
- OEMの直接的売上
- 間接的売上

# 米国刑事法捜査は、なぜ特に日本及びアジアを標的にしているのか。

## リスクの高い業界を標的

- 商品生産物および商品市場
- 直近では、自動車部品及びコンピュータ部品
- 費用構造が類似する業種
  - ・ 例： 運輸関連（航空業、貨物輸送業など）、  
コンピュータ部品

## 不況業種を標的

- 例： 黒鉛電極、船舶用ホース、自動車部品

# 大企業へのアドバイス

- ーリニエンシーは、異なる製品市場でビジネスをする大企業に適用。
- ーコンプライアンス・トレーニングは、毎年行われるべき；特に幹部には焦点を当てる。
- ー違法行為が一つの製品市場で発覚した場合、他の製品や営業部門にも監査を実施する。

# 中小企業へのアドバイス

- 直ちに行動しないと、リニエンシーを  
有力な競合に先取りされるかもしれない。
- 中小企業は大企業と同等か、むしろそれ以上の  
コンプライアンス・トレーニングが必要。
- 中小企業の幹部であっても収監は免れない  
可能性有り。
- 捜査があった場合、「支払い能力」の議論は、  
反トラスト部門とのやりとり。

# 反トラスト刑事法取締り：事例に基づいて

**競合他社と話してはならない！**

**競合他社と話す必要がある場合、以下の通り細心の注意を払うこと：**

- 価格や取引先、市場シェアについて決して合意してはならない
- 決して合意を示唆するような行為を行ってはならない
  - ・ 決して首を縦に振ってはならない
  - ・ 競合他社が価格変更や見積額を提案しても、決してそれを実施してはならない
- 必ずその場から退出し、退出する理由を皆に周知させる
- 協議に同意しないとの意向を必ず明確に示す
- 競合他社とのやりとりについては、必ず会社の経営責任者もしくは弁護士に報告する

# 反トラスト刑事法取締り：事例に基づいて

## 事例1

山田氏は、値引きによる価格下落について絶えず文句を言っている競合他社の人物と会って話をした。その人物は山田氏に、この価格下落を止める「ガッツ」はあるかどうか尋ねた。山田氏は「どうやって？」と聞く。競合他社の答えは、「私のやるのを見ていればわかる」というものだった。

その競合他社は事実上、割引するのをやめ、より多くの取引先が山田氏のもとに来るようになった。山田氏自身も、割引をする必要はなくなった。割引をしなくても処理し切れないほどの取引を抱えるようになったからである。

その会話の後、山田氏はその競合他社に会うことはなかった。

# 反トラスト刑事法取締り：事例に基づいて

## 事例2

業界の「ドン」である太郎氏が引退するため、複数の競合他社の代表が懇親会を開いた。懇親会は成功し、すばらしい送別会となった。

会の最中、太郎氏のC社後継者が立ち上がり、同氏への乾杯の挨拶をした。「私たちの友人であり師である太郎氏に敬意を表し、これまで彼がしてきた様に、私も毎年11月1日に値上げをしたいと思います。

皆さんに何かをお願いしている訳ではありません。まあ、どうなさってもご随意ですが、私は11月1日に7%の値上げを行うつもりです。

乾杯！」

参加者は誰も反応せず、床を見つめるばかりだった。懇親会に参加していた競合他社全てが、9月20日から11月1日にかけて7%前後の値上げを実施した。

# 反トラスト刑事法取締り：事例に基づいて

## 事例3

競合他社の山分氏は、山田氏が協力的でなく、値上げや割引停止にも応じないことを激しく非難した。山田氏は、競合他社とはどんな形でも価格について話し合わないし、その場から退出するつもりだと告げた。

山分氏は穏やかな口調に変わり、山田氏の気分を害する気はなかったと述べ、さらに、山分氏は、山田氏が清廉潔白であることは理解しており、値上げへの同意を提案する考えはないとも言った。

別れ際、山分氏は山田氏のほうを向き、「心配しないでください。弊社が値上げする際は貴社に報告します。」と言った。山田氏は「わかりました。ありがとうございます。」と答えた。

山分氏は(取引先に伝える前に)山田氏に値上げを報告した。それを見て、既に公表された情報であると思った山田氏は、同社においても値上げすることに決定した。

# 反トラスト刑事法取締り：事例に基づいて

## 事例4

北米市場で価格競争が起こり、ここ3年間で市場シェアが激変していた。そうした中、山田氏は競合2社と会合を持った。山田氏は、会社の利益が薄くなっているうえに、主要取引先が毎年サプライヤーを変えている結果、余計な仕事や混乱が増えていると不満をもらした。

これに対し山分氏は、値上げする理由はないが、競合各社が「正当な」価格を得ることは期待できるという。

「どうすれば可能でしょうか？」と山田氏は尋ねた。

「簡単なことです。」と山分氏。「ご存知の通り、私たち競合各社のうちの1社が、それぞれ取引先の主要サプライヤーとなっています。よって、私たちがお互いの取引先を尊重すれば、市場で調和がとれ、価格操作していると非難されることもないでしょう。」競合3社は「いい考えだ。」ということで同意した。

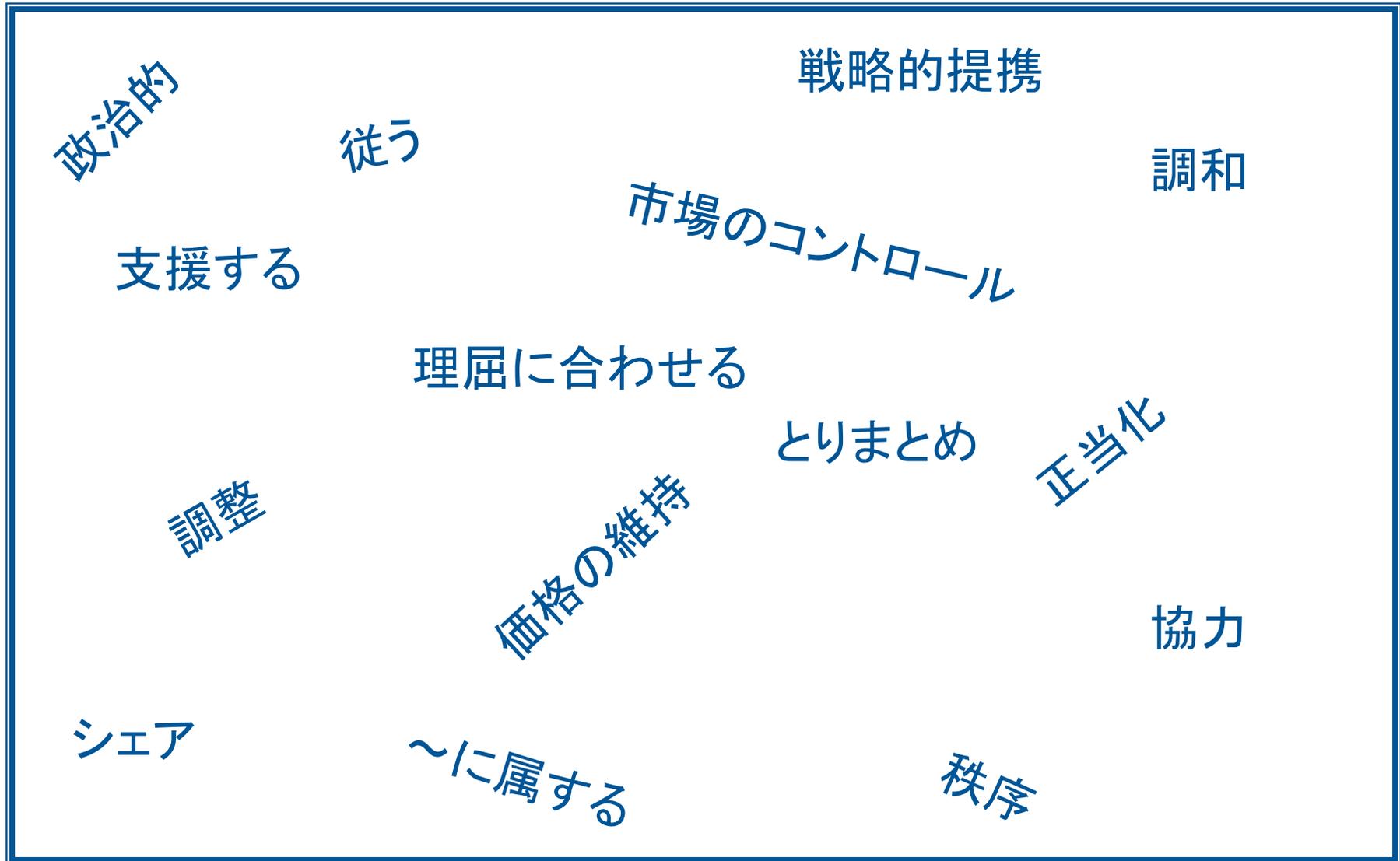
# 反トラスト刑事法取締り：事例に基づいて

## 事例5

山田氏は取引先から、最大大手の競合他社が6月1日に8%値上げしたと聞いた。取引先からは、山田氏の会社はどうする予定かとも尋ねられた。山田氏は、原材料の供給が不足しているため、同氏も値上げを考えていると答えた。

一週間後、山田氏は8%値上げした。

# 反トラスト刑事法取締り： 貴方のE-メールに潜む危険な言葉



# これら危険な言葉はどこで使われるか？

- 値上げに関する稟議書
- 値上げの発表
- 営業報告書
- 競合他社とのやりとりを記した議事録

# 値上げに関する稟議書及び書類

- 根拠となる自分の考えを明記することなく、競合他社の行動を予想するのは避ける。
- 出版物や取引先など、情報源を明記する。
- 整合を意図する言葉は避ける。
- 得意先に対して、「分配／シェアする」、競合の領域を「尊重する」等の表現はしない。
- 得意先が他のサプライヤーを利用している本当の理由に関して、言葉を慎重に選ぶ。
  - 得意先の選択である（サービス、技術）
  - 過去の競争状況（ユニークな製品）

# 競合他社とのやりとり

- たとえ競合他社との会合が適切なものであっても、議事録を作ってはならない
- 市場の問題や厄介な取引先について話してはならない
- 価格やシェア、取引先との系列関係について話し合ってはならないー絶対に

# Eメールに関して一言

- 声に出して読み返し、よく考えてから「送信」ボタンを押すこと
  - Eメールは非公式であるという性格上、曖昧で、軽率、もしくは吟味しないままの内容を送ってしまう傾向がある。
  - Eメールはメールボックスに残る。誰かが保存するため、メールが完全に削除されることは決してない。
  - Eメールは、検察官や原告弁護団にとって格好の餌食である。

# 捜査官による取調べの対応

## 犯罪捜査はどのように始まるか

- 司法省は「カルテル・プロファイリング」を通して違反の可能性を割り出す。もしくは、
- 司法省は違法行為を自己申告した企業にはリニエンス（制裁措置減免）を与える。

## 捜査の可能性があると耳にしたり、反競争的行為を見つけたら、反トラスト法専門の弁護士に連絡してください

- 捜査がまだ発表されていないならば、リニエンスを認められる可能性がある。
- 捜査が既に始まっているならば、「第2の通報者」として制裁減免を認められる可能性がある。

# 捜査官による取調べの対応

## 可能であれば、リニエンスーを求める

- 企業は刑罰や罰金の支払いを回避できる。
- 幹部個人であれば、実刑や服役、罰金の支払いを回避できる。
- ACPERA（反トラスト刑事罰強化・改革法）、の遵守により、民事上の損害賠償額が軽減される可能性もある。
- 企業は米司法省の要求に従わなければならない（不法行為を認める、不当利益を返還する、当局に全面的に協力する、など）。

# 捜査官による取調べの対応

## 「第2の通報者」としての減免措置を求める

- リニエンシーは1社のみ認められるため、「第2の通報者」となる企業は起訴対象にはなるが、科される罰金は非常に大幅に減額される。
- 「第2の通報者」の企業幹部も起訴対象にはなるが、起訴される幹部の人数や服役期間は減免される。

# 捜査官による取調べの対応

## 起訴に対する異議申し立て

- 違法行為に関して起訴された企業や幹部は、陪審員裁判を受ける権利を有する
- 起訴された企業・幹部が裁判で勝利した場合、罰則は科されない

# 捜査官による取調べの対応

## 起訴に対する異議申し立て

—企業、幹部が裁判で有罪となれば、司法省は厳しい刑罰を追求する。

- 最近のAUO(友達光電)裁判で、企業・幹部は有罪判決となった。 — 反トラスト部門は企業に10億ドルの罰金、及び、個人には長期収監。

# 捜査官による取調べの対応

## 司法省の捜査手段

- 連邦大陪審からの文書提出令状および証人召喚状 (subpoenas = サピーナ)
- 捜査令状
- 事前連絡なしの「飛び込み」聞き込み調査
- 情報提供者や隠しカメラによる監視・盗聴
- 他国から証拠を得るための条約や協力

# 捜査官による取調べの対応

## 捜査当局が捜査令状を執行した場合

- 速やかに弁護士に連絡する。
- 捜査官の指示に従う。
- 自発的に実質的な情報を提供する義務はない。
- 捜査官がどこを捜査したか、何を押収したか慎重に見ておく。

# 捜査官による取調べの対応

## 捜査官から召喚令状を渡された場合

- 捜査令状を受け取って読む。
- 捜査官とは口論しない。
- 弁護士の立ち会いなしで質問に答える義務はない。
- 速やかに弁護士に連絡する。

# 捜査官による取調べの対処方法

## 捜査官が自宅や事務所を訪れた(あるいは国境で捜査官に止められた)場合

- 弁護士の立ち会いなしで実質的な質問に答える義務はない。
- 捜査官は、会社の業務や捜査について話し合おうと、あらゆる聞き方をしてくる。
- 準備が完全にできていなかったり、弁護士が立ち会っていない状況で、尋問に応じる義務はない。
- 最初の尋問において捜査当局が、被疑者が虚偽の発言をしたり、全ての真実を話していないと判断した場合、偽証罪あるいは司法妨害の罪(最高で20年の懲役)で被疑者を起訴することができる。

# 捜査官による取調べの対処方法

捜査が始まった後、書類を破棄したり改ざんしてはならない – 絶対に

■捜査が始まった後、速やかに企業は書類保持を義務付ける方針を実施すべきである

-保持するよう指示された書類を破棄してはならない

-書類に関して自分で判断してはならない: 弁護士に尋ねるべき

-書類に何か書いたり、変えたり、線を引いて消したりするなど、

いかなる改ざんもしてはならない – それがたとえ手書きであっても。いったん捜査がはじまってしまえば、例え過去に自分が書いたものであっても、その内容の「明確化」あるいは、「補足」のためとしても書き込むことは許されない

-司法妨害では最大20年の懲役刑

-司法省は司法妨害の罪に対しては容赦なく訴追してくる

# 民事損害訴訟

- 企業が司法取引を申し立てた後、直接又は間接的買受人は三倍額損害賠償請求を提訴できる。
  - 第一番目に報告した会社がりニエンシーで最善の取引を受けられるのと同様に、原告に協力した最初の会社が最良の扱いを受けられる。
  - 全ての書類が司法省に提出された様に、原告にも同様に提出するが、交渉しだいで書類の量を減らしてもらえる可能性もある。
  - 原告は会社から多数の証人に供述するよう要求できる。
  - 経済専門家を雇い損害額を定める。

# 民事損害訴訟

- 特に法的責任が問題でない場合、この様な訴訟は高くつくことになる可能性大; 訴訟に持ち込まずに、話し合いで交渉することこそ全当事者にとって時間とお金の節約になる
- ・ ウォールストリートジャーナル紙、2013年9月26日、ブレット ケンダル記者、「米国、価格操作で自動車部品メーカーに、7億4千万ドルの罰金」  
「裁判所外での交渉が各当事者にとって、より安価で効果的である」  
自動車メーカーやサプライヤーは「関係維持をしていく必要がある」、と自動車部品捜査の被告弁護士シェパード マレン リクター&ハンプトン 弁護士事務所のジェニファー ドリスコル・チッペンデール氏は語る

# ディスカバリーにおける義務

## 民事訴訟連邦改正法

- 2006年12月1日改正法にて、電子保存情報(「ESI」)保管に関する民事係争者義務を明記。
- 当事者は、最初の協議で、以下を含む「電子保存情報の開示又はディスカバリー」について話し合うこと。
  - (1) ディスカバリーの情報源
  - (2) 「過度の負担や費用がかかる為、合理的にアクセスできない」情報源
  - (3) メタデータを含む開示形式
  - (4) 「秘密特権要求の同意」に応じられるか否か
- 弁護士と共に、コンピューターシステムが、データに「問題なくアクセス可能か」否かを確認する。
- 司法省の召喚状が出た時点で、すでに大部分の書類が提出され処理されているので、同じ作業は不要。

# 防御策

- ディスカバリーの猶予を求める—若しくは、政府に依頼し、猶予を求める。
- 最も事件の決め手になる関係書類を早急に提出する方が、関係書類全てを出すより効果があると相手方の弁護士及び裁判所を説得する。
- 例えば、取引データを出し、相手方をなだめる。
- 検索を始める前に、検索語彙について、相手方の同意を得る。
- 早期で、詳細にわたる交渉は必要不可欠。
- 集団訴訟決定権を決める段階で、集団訴訟範囲を狭める、若しくは、動議を全面否決する。

# リスク管理とコンプライアンス

## コンプライアンス・トレーニングは非常に重要

- 伝統的なコンプライアンスのセミナーや、コンピューターによるトレーニングは、上級幹部にとって効果的でない—影響を受ける利害が大きすぎる。
- 上級幹部は競合他社との打合せや関係について、高度なトレーニングが必要。
- 適切な言葉遣いに関するコンプライアンス教育により、有罪になるような文書や疑いを招くような文書の作成を制限することができる。
- 捜査があった場合の対応方法を教育することで、幹部が事態をさらに悪化させるのを防ぐことができる。

## コンプライアンスの方針は全ての社員に徹底すること

- 不適切な行為を報告するインセンティブとして、雇用や報酬と結びつけることが必要。
  - ・ 雇用契約条項
  - ・ 書面での方針要綱
  - ・ 報告の重要性を明記
- 報告の手順を整備する必要もある。

# リスク管理とコンプライアンス

## コンプライアンスは検証されるべきである

- スクリーニングやプロファイリング監査はカルテルを抑制するための効果的な方法となる。
  - ・ 監査調査の簡潔化
  - ・ 電子証拠開示(Eディスカバリー)技術の利用

## 当局の観点からも企業にとってコンプライアンスは有益である

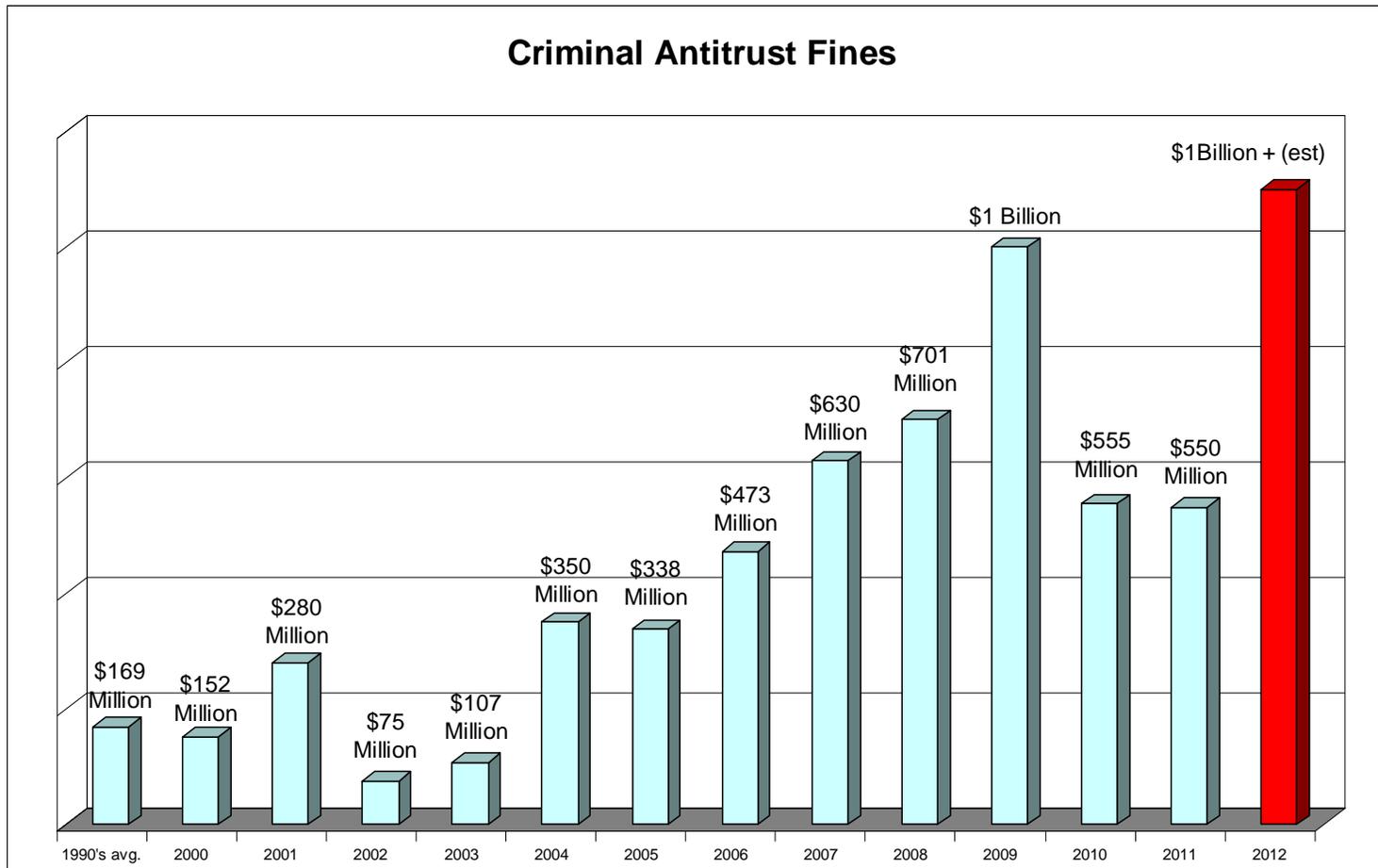
- 日本公正取引委員会 (JFTC) を含む政府当局は、コンプライアンストレーニングを好意的に見ている。

コンプライアンスによって、捜査を回避し経費を節減することができる

# 別表

# なぜ、米国刑事法捜査が、日本及びアジアを特に標的にしているのか。

法人が支払う罰金は劇的に増加している



# なぜ、米国刑事法捜査が、日本及びアジアを特に標的にしているのか。

"The \$100 Million Club"			
<i>Company (Date)</i>	<i>Product</i>	<i>Fine Amount</i>	<i>Headquarters</i>
F. Hoffmann-La Roche, Ltd. (1999)	Vitamins	\$500 million	Switzerland
Yazaki Corp. (2012)	Auto Parts	\$470 million	Japan
Bridgestone Corporation (2014)	Auto Parts (Penalty Plus)	\$425 million	Japan
LG Display Co., Ltd. LG Display America (2009)	Liquid Crystal Display (LCD) Panels	\$400 million	Korea
Société Air France and Koninklijke Luchtvaart Maatschappij, N.V. (2008)	Air Transportation (Cargo)	\$350 million	France/ Netherlands
Korean Air Lines Co., Ltd. (2007)	Air Transportation (Cargo & Passenger)	\$300 million	Korea
British Airways PLC (2007)	Air Transportation	\$300 million	UK
Samsung Electronics Company, Ltd; Samsung Semiconductor, Inc. (2006)	DRAM	\$300 million	Korea
BASF AG (1999)	Vitamins	\$225 million	Germany
Chi Mei Optoelectronics Corporation (2010)	Liquid Crystal Display (LCD) Panels	\$220 million	Taiwan
Furukawa Auto Parts (2011)	Auto Parts	\$200 Million	Japan

# なぜ、米国犯罪法捜査が、日本及びアジアを特に標的にしているのか。

<b>"The \$100 Million Club"</b>			
<b>Company (Date)</b>	<b>Product</b>	<b>Fine Amount</b>	<b>Headquarters</b>
Hynix Semiconductor, Inc. (2005)	DRAM	\$185 million	Korea
Infineon Technologies AG (2004)	DRAM	\$160 million	Germany
SGL Carbon AG (1999)	Graphite Electrodes	\$135 million	Germany
Mitsubishi Corp. (2001)	Graphite Electrodes	\$134 million	Japan
Sharp Corporation (2009)	Liquid Crystal Displays (LCD) Panels	\$120 million	Japan
Cargolux Airlines International S.A. (2009)	Air Transportation (Cargo)	\$119 million	Luxembourg
Japan Airlines International Co. LTD (2008)	Air Transportation (Cargo)	\$110 million	Japan
UCAR International, Inc. (1998)	Graphite Electrodes	\$110 million	US
LAN CARGO S.A. and AEROLINHAS BRASILEIRAS S.A. (2009)	Air Transportation (Cargo)	\$109 million	Chile/ Brazil
Archer Daniel Midland (1996)	Lysine and Citric Acid	\$100 million	US

# なぜ、米国犯罪捜査が、日本及びアジアを特に標的にしているのか。

